

町田市指導監査基準（介護予防認知症対応型共同生活介護）

○根拠法令

「法」＝ 介護保険法（平成9年法律第123号）

「市条例」＝ 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月26日町田市条例第54号）

「解釈通知」＝ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）

「留意事項」＝ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第1 基本方針	1 基本方針 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	法第115条の13第1項 市条例第70条	C
第2 人員に関する基準	1 従業者の員数 （1）共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下、「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者）の数（前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。）が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下（1）において同じ。）を行わせるために必要な数以上としているか。 ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用	法第115条の14第1項 市条例第71条第1項及び第2項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。 (2) (1) の介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤となっているか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、(1) 及び (2) の員数を満たす介護従業者を置くほか、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。また、別に厚生労働大臣が定める研修（実践者研修又は基礎課程）を修了している者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 (5) (4) の計画作成担当者のうち 1 以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。 (6) (5) の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。 (7) (5) の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、(4) の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。	市条例第 71 条第 3 項 市条例第 71 条第 4 項 市条例第 71 条第 5 項及び第 6 項 平成 24 年厚生労働省告示第 113 号第 9 号 地域密着研修通知 2 の(1)② 市条例第 71 条第 7 項 市条例第 71 条第 8 項 市条例第 71 条第 9 項	C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(8) 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てているか。 (9) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)から(8)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 2 管理者 (1) 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (2) (1)の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 (3) 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているものであるか。 3 代表者 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているものであるか。	市条例第71条第10項 市条例第71条第11項 市条例第72条第1項 市条例第72条第2項 市条例第72条第3項 平成24年厚生労働省告示第113号第6号 地域密着研修通知1の(1) 市条例第73条 平成24年厚生労働省告示第113号第8号 地域密着研修通知3の(1)	C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第3 設備に関する基準	1 設備及び備品等		
	(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）としているか。	市条例第74条第1項	C
	(2) 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ただし、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。	市条例第74条第2項及び第5項	C
	(3) 一の居室の定員は、1人としているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。	市条例第74条第3項	C
	(4) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。	市条例第74条第4項	C
	(5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。	市条例第74条第6項	C
第4 運営に関する基準	(6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定地域密着型サービス基準条例第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(6)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	市条例第74条第7項	C
	1 内容及び手続の説明及び同意		
	(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	市条例第86条（第11条第1項準用）	C
	(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の	市条例第86条（第11条第2項準用）	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下(5)までにおいて「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 (3)(2)の①②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。 (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ① (2)の①②に掲げる方法のうち指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 (5) (4)に規定する承諾を得た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)に規定する承諾をした場合は、この限りでない。	市条例第86条(第11条第3項準用) 市条例第86条(第11条第4項準用) 市条例第86条(第11条第5項準用)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	2 提供拒否の禁止 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではないか。 3 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要支援認定の有無並びに要支援認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。 4 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。 5 入退居 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	市条例第86条（第12条準用） 市条例第86条（第14条第1項準用） 市条例第86条（第14条第2項準用） 市条例第86条（第15条第1項準用） 市条例第86条（第15条第2項準用） 市条例第75条第1項 市条例第75条第2項 市条例第75条第3項	C C B C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 (5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。 (6) 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 6 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 7 利用料等の受領 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ア 食材料費 イ 理美容代 ウ おむつ代	市条例第 75 条第 4 項 市条例第 75 条第 5 項 市条例第 75 条第 6 項 市条例第 76 条第 1 項 市条例第 76 条第 2 項 市条例第 77 条第 1 項 市条例第 77 条第 2 項 市条例第 77 条第 3 項	C C B B又はC B又はC C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	エ アからウに掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 8 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 9 身体的拘束等の禁止 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	市条例第 77 条第 4 項 市条例第 86 条（第 23 条準用） 市条例第 78 条第 1 項 市条例第 78 条第 2 項 市条例第 78 条第 3 項 市条例第 87 条第 1 項	C B 又は C C C C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の①②に掲げるいずれかの評価を受けて、これらの評価結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ① 外部の者による評価 ② 指定地域密着型サービス基準条例第 86 条において準用する第 39 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。 (5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、項目の第 1 基本方針及び 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 ① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況（②において「利用者状況」という。）の的確な把握を行うこと。 ② 計画作成担当者は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。 ③ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めること。 ④ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 ⑤ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付すること。	市条例第 87 条第 2 項 市条例第 87 条第 3 項 市条例第 87 条第 4 項 市条例第 87 条第 5 項 市条例第 88 条	B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	⑥ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮すること。 ⑦ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。 ⑧ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ⑨ 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この11において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うこと。 ⑩ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うこと。 ⑪ ①から⑨までの規定は、⑩に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用しているか。 12 介護等 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 (3) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。 13 社会生活上の便宜の提供等 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	市条例第 89 条第 1 項 市条例第 89 条第 2 項 市条例第 89 条第 3 項 市条例第 90 条第 1 項 市条例第 90 条第 2 項	B 又は C C B B B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 14 利用者に関する市への通知 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ア 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 15 緊急時等の対応 介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 16 管理者の責務 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に項目の第4運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 17 管理者による管理 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者でないか。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	市条例第90条第3項 市条例第86条（第24条準用） 市条例第86条（第56条準用） 市条例第86条（第26条第1項準用） 市条例第86条（第26条第2項準用） 市条例第79条	B B又はC B又はC B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	18 運営規程 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員 ④ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 19 勤務体制の確保等 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) (1) の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を計画的に確保しているか。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 20 業務継続計画の策定等 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	市条例第 80 条 市条例第 81 条第 1 項 市条例第 81 条第 2 項 市条例第 81 条第 3 項 市条例第 81 条第 4 項 市条例第 86 条（第 28 条の 2 第 1 項準用）	C B 又は C B 又は C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 21 定員の遵守 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはいないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 22 協力医療機関等 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めているか。 ① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ているか。 (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。 (5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。 (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定	市条例第86条（第28条の2第2項準用） 市条例第86条（第28条の2第3項準用） 市条例第82条 市条例第83条第1項 市条例第83条第2項 市条例第83条第3項 市条例第83条第4項 市条例第83条第5項 市条例第83条第6項	C B又はC C C B C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めているか。 (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。 23 非常災害対策 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 24 衛生管理等 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 25 掲示 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体	市条例第 83 条第 7 項 市条例第 83 条第 8 項 市条例第 86 条（第 59 条第 1 項準用） 市条例第 86 条（第 59 条第 2 項準用） 市条例第 86 条（第 31 条第 1 項準用） 市条例第 86 条（第 31 条第 2 項準用） 市条例第 86 条（第 32 条第 1 項準用）	C C C C B又はC C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下、「重要事項」という。）を掲示しているか。 （2）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、（1）の規定による掲示に代えることができる。 （3）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 26 秘密保持等 （1）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （2）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 （3）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 27 広告 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはいないか。 28 介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止 （1）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （2）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。	市条例第 86 条（第 32 条第 2 項準用） 市条例第 86 条（第 32 条第 2 項準用） 市条例第 86 条（第 33 条第 1 項準用） 市条例第 86 条（第 33 条第 2 項準用） 市条例第 86 条（第 33 条第 3 項準用） 市条例第 86 条（第 34 条準用） 市条例第 84 条第 1 項 市条例第 84 条第 2 項	C C C C C B 又は C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	29 苦情処理 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しているか。 (5) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 31 虐待の防止 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ① 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例第86条（第36条第1項準用） 市条例第86条（第36条第2項準用） 市条例第86条（第36条第3項準用） 市条例第86条（第36条第4項準用） 市条例第86条（第36条第5項準用） 市条例第86条（第36条第6項準用） 市条例第86条（第37条の2準用）	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	32 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。 33 調査への協力等 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 34 地域との連携等 （1）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 （2）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、（1）の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 （3）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 （4）指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	市条例第 86 条（第 63 条の 2 準用） 市条例第 86 条（第 61 条準用） 市条例第 86 条（第 39 条第 1 項準用） 市条例第 86 条（第 39 条第 2 項準用） 市条例第 86 条（第 39 条第 3 項準用） 市条例第 86 条（第 39 条第 4 項準用）	C C C B 又は C B 又は C B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	35 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 36 会計の区分 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 37 記録の整備 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 介護予防認知症対応型共同生活介護計画 ② 市条例第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 市条例第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市条例第86条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録 ⑤ 市条例第86条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 市条例第86条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 市条例第86条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	市条例第86条（第37条第1項準用） 市条例第86条（第37条第2項準用） 市条例第86条（第37条第3項準用） 市条例第86条（第38条準用） 市条例第85条第1項 市条例第85条第2項	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。	法第115条の15第1項 法第115条の15第2項	B又はC B又はC
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、厚生労働省告示第128号（平成18年3月14日）の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市長に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護に要する費用の額は、厚生労働省告示第93号（平成27年3月23日）の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、報酬告示の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 基本報酬の算定について 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	法第54条の2第2項第2号報酬告示の一 報酬告示の二 報酬告示の三 報酬告示別表3注1	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	3 身体拘束廃止未実施減算 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、介護予防認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の100分の10に相当する単位数を、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費については所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定介護予防サービス等基準第77条第2項及び第3項に規定する基準に適合していること。 4 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型介護予防サービス等基準第85条において準用する同基準第37条の2に規定する基準に適合していること。 5 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する同基準第28条の2第1項に規定する基準に適合していること。 6 夜勤職員体制の特例を選択した場合の算定方法 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)及び介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)について、共同生活住居の数が3である指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項ただし書に規定する場合に限る。）に、利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定しているか。	報酬告示別表3注2 留意事項第2の6(2)（第5(3)準用） 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十七の四 報酬告示別表3注3 留意事項第2の6(3)（第2の(5)準用） 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十七の四の二 報酬告示別表5注4 留意事項第2の6(4)（第3の2(3)準用） 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十七の四の三 報酬告示別表3の注5	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	7 夜間支援体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 夜間支援体制加算(Ⅰ) 50 単位 (2) 夜間支援体制加算(Ⅱ) 25 単位 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 夜間支援体制加算(Ⅰ) (1) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定していること。 (3) 次のいずれかに該当すること ① 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)第3号本文に規定する数に1(次のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。 ② 指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項の規定により夜間及び深夜の時間帯を通じておくべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。 ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ) (1) イ(1)及びイ(3)に該当するものであること。 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定していること。 8 認知症行動・心理症状緊急対応加算 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表3注6 留意事項第2の6(5) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」八十六 報酬告示別表3注7 留意事項第2の6(6)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	9 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に対し、届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。 10 利用者が入院した時の費用の算定 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に対し、届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月につき6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。 【厚生労働大臣が定める基準】 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。 11 初期加算 30 単位 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。 12 退去時情報提供加算 250 単位 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定しているか。	報酬告示別表3注8 留意事項第2の6(7) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」十八 報酬告示別表3注9 留意事項第2の6(8) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十七の五 報酬告示別表3ハ注 留意事項第2の6(10) 報酬告示別表3二注 留意時刻第2の6(13)	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	13 退居時相談援助加算 400 単位 利用期間が 1 月を超える利用者が退居し、その居宅において介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から 2 週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む）及び老人介護支援センター（老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。）又は地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者 1 人につき 1 回を限度として算定しているか。 14 認知症専門ケア加算 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に対し、届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位 （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が 2 分の 1 以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が 20 人未満である場合であつては、1 以上、対象者の数が 20 人以上である場合にあつては 1 に当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること。	報酬告示別表 3 ホ注 留意事項第 2 の 6(14) 報酬告示別表 3 ヘ注 留意事項第 2 の 6(15) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」三の五	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 【別に厚生労働大臣が定める者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 15 認知症チームケア推進加算 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に対し、届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 （1）認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150 単位 （2）認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 （1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 （2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了しているものを1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 （3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 （4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 ロ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める者」九十 報酬告示別表3ト注 留意事項第2の6(16) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」五十八の五の二	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	次のいずれにも適合すること。 (1) イ (1)、(3) 及び (4) に適合すること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 【厚生労働大臣が定める者】 周囲のものによる日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 16 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位 ① 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) について、計画作成担当者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。②において同じ。）が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第87条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。 ② 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算しているか。ただし、生活機能向上連携加算 (Ⅰ) を算定している場合には算定しない。 17 栄養管理体制加算 30 単位 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」九十一 報酬告示別表3 注 留意事項第2の6(17) 報酬告示別表3 リ注 留意事項第2の6(18)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 18 口腔衛生管理体制加算 30 単位 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 19 口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 20 科学的介護推進体制加算 40 単位 介護予防認知症対応型共同生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	報酬告示別表3ヌ注 留意事項第2の6(19) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」六十八 報酬告示別表3ル注 留意事項第2の6(20) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十二の六 報酬告示別表3ヲ注 留意事項第2の6(21)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に 係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型共同 生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 21 高齢者施設等感染対策向上加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護を 行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算す る。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10 単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保して いること。 ② 指定地域密着型介護予防サービス基準第82条第1項本文に規定する協力医療機関その 他の医療機関(以下「協力医療機関等」。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下同じ。)の 発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適 切に対応していること。 ③ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内 感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発 生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 22 新興感染症等施設療養費 (1日につき)240 単位 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症 に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染 した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行っ た場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。	報酬告示別表3ワ注 留意事項第2の6(22)(23) 平成27年厚生労働省告示第95 号「厚生労働大臣が定める基 準」百二十七の七 報酬告示別表3カ注 留意事項第2の6(24)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	23 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （１）生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 単位 （２）生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること （１）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 （２）（１）の取組及び介護機器の活用による業務効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 （３）介護機器を複数種類活用していること。 （４）（１）の委員会に置いて、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 （５）事業年度ごとに、（１）、（３）及び（４）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （１）イ（１）に適合していること。 （２）介護機器を活用していること。 （３）事業年度ごとに、（２）及びイ（１）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 24 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、	報酬告示別表 3 ヨ注 留意事項第 2 の 6(25) (第 5(19) 準用) 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」百二十七の八（三十七の三 準用） 報酬告示別表 3 タ注 留意事項第 2 の 6(26) （第 2(20)④から⑦まで、第 4(20)② 及び 5(20)②準用）	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ② 通所介護費等算定方法第二十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② イ②に該当するものであること。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ① 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。 (二) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。 (三) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。 ② イ②に該当するものであること。 25 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十八 報酬告示別表3レ注 留意事項第2の6(18) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十九	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数		